

事 務 連 絡
令和2年8月4日

各 学 校 長 様

学 校 教 育 課 長

四万十町立小中学校における不登校児童生徒等
の出席簿入力について（通知）

表記の件について、6月19日付高知県教育委員会事務局教育政策課情報政策担当より事務連絡がありましたが、四万十町立小中学校の運用を下記のとおりとします。

出席簿入力について

四万十町立小中学校の表記事務の取扱いについては、各種法令はもとより四万十町学校事務の手引きに基づき運用されています。

現状では、教育支援センター（かげつ教室、たのの教室、とおわ教室）等に不登校児童生徒が通所した場合は、学校長が認めた場合に限り、出席日数に入れ、指導要録上は出席扱いとし、またその場合は出席簿に病・事^①の表示をし、出席簿上は欠席としています。そういった現状等を踏まえ、今後は、教育支援センター等に不登校児童生徒が通所した場合の取扱いを以下のとおりとします。

※出欠区分：教育支援センター等 A

出席簿：欠席

通知表：出席扱い

指導要録：出席扱い

※運用開始：2学期から（ただし、いままでの通知表等との整合性、また、児童生徒の状態等に鑑み、学校長の判断により、上記以外の取扱いとすることを否定するものではありません。）

以下、参考資料

【別紙2】校務支援システムにおける不登校児童生徒の出席簿入力について

新

出欠区分	出席簿	通知表	指導要録
教育支援センター等 全	出席扱い	出席扱い	出席扱い
教育支援センター等 A	欠席	出席扱い	出席扱い
教育支援センター等 B	欠席	欠席	出席扱い

入力画面

主な変更点

- 名称の変更（適応指導教室等 → 教育支援センター等）
- 指導要録のみを出席扱いとするBパターンの追加

（6月19日付県教委教育政策課事務連絡 抜粋）

出席日数

○出席しなければならない日数から欠席日数を引いた日数。なお、学校の教育活動の一環として、運動、文化行事等に参加した場合には、出席扱いとする。

○不登校児童生徒が、教育支援センター（かげつ教室・たのの教室・とおわ教室）等に通所し、学校長が認めた場合は出席日数に入れる。

（四万十町学校事務の手引き 5 児童生徒 1 学籍 抜粋）

9. 不登校児童生徒の取り扱い（記入例 5-3-5⑧参照）

項 目		取 扱 い	表 示	備 考
学校へ来た日		出 席		学校の決まりにより全児童生徒同じ扱い（始業時まで教室に入っている事等） 早退・遅刻も同様
学校へ来なかった日	欠席した場合	病 欠 事故欠	病 事	子どもの状態に応じて校長が判断（※）
	家庭訪問をした場合	〃	〃	〃
	学校外の施設において相談指導を受けた場合 （かげつ教室・たのの教室・とおわ教室等）	〃	（病） （事） 病 事	<u>校長の判断により指導要録に出席扱いとする場合</u> 上記以外

（四万十町学校事務の手引き 5 児童生徒 3 出席簿 抜粋）